

NEWS LETTER

Vol.6 開催日2019.9.26

発行：基幹型包括支援センター
NPOまち育てセンターりた、岡崎市長寿課
20の地域包括支援センター

～地域包括ケアと地域共生社会の実現に向けた学びを共有するゼミ～
地域連携のための情報管理の取り組みを紹介します。

地域で個人情報の壁を越えるために
by 総務文書課

【目的&ねらい】地域包括ケアを推進する中で、災害時避難行動要支援者制度と個人情報の取り扱いを一体的に考える。

【個人情報保護法】

- ・利用者や消費者が安心できるように、企業や団体に個人情報をきちんと大切に扱ってもらったうえで、有効に活用できるようにルールを定めた法律。
- ・平成27年9月の改正（H29年5月に全面施行）で、全ての事業者に個人情報保護法が適用となり、自治会や同窓会等の非営利組織も該当となった。
- ・**個人情報とは**・・・「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」 ex.同窓会やPTAの名簿、市販の住宅地図、芸能人の芸名など

・個人情報を集める、保管する時のルール

- ステップ①個人情報を集める前・・・利用目的の特定
- ステップ②本人から個人情報を集める時・・・利用目的の通知・公表
- ステップ③個人情報を保管をしているとき・・・安全管理措置

・**課題**／個人情報の取り扱いについて、正しい理解を地域の方と共有すること。また現場では本人の気分を害するなど感情の部分が大きいので、情報を集める時にどこまでが個人情報でどのように利用するのか確認しておくことが必要。

・共有ポイント

観察など誰でも知りえる情報は伝えてよい。本人から聞いた情報は同意が必要。利用目的の範囲で伝えていけばOK。

【助言】個人情報と統計情報、また地域情報（地域の課題）は異なるので、それらを整理できると良い。

今回のキモ！

よこめ

- ▶ 個人情報とは「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」
- ▶ 個人情報保護法の改正によって自治会や同窓会等の非営利組織にも適用される
- ▶ 個人情報を集めるとき、保管するときはルールを守る

外に出してよい情報かどうか、個人情報に接する時に意識することが大事。何を目的に個人情報を使用するか合意（特定）しておくことで、迷うことなく出すことができる。また、観察などで知った情報は地域情報として共有することができる。

【目的&ねらい】地域包括ケアを推進する中で、災害時避難行動要支援者制度と個人情報の取り扱いを一体的に考える。

「犠牲者ゼロ」は地域力から
by 地域福祉課

今回のキモ！

災害時避難行動要支援者制度



個人情報の扱いや制度を正しく活用することは大切。しかし、それよりも平常時の地域の声かけ、地域支援者リーダーと包括の連携など、いざという時に機能させるには日頃のコミュニケーションや理解が大切。

【災害時避難行動要支援者制度】

- ・H23 東日本大震災では被災地全体の死者数の約6割が65歳以上の高齢者で、障がい者の死亡率が全体の2倍だったことを受け、H25.6災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者名簿の作成が自治体で義務化された。この時に災害時避難行動要支援者へ名称変更された。
- ・**岡崎市の制度概要**・・・対象者が市へ開示の同意をして申請し、地域支援者リーダーである学区防災防犯協会会長（総代会長）、学区福祉委員長、民生委員・児童委員へ名簿を配布。（年2回更新）また、地域支援者として組長や近所の方などと協力・連携し、声掛けなどから良い近所付き合いを通して見守り支援を行い、地域において助け合える体制に繋がっていくことが望まれる。

・共有ポイント

要支援者への対応について、災害時に急に対応することは難しいので、平常時の見守りが共有できる状態が望ましい。本人が個人情報をどう使われるか分かっていたら問題ないので、人（地域支援者）が変わった時も申し送りなど地域の共有として継続できる。

・**課題**／災害時避難行動要支援者制度から地域の支え合いにつながる、声掛けや見守り体制の構築が必要。

【助言】漏れている人の把握やルールの見える化ができると安心感が増す。

◆編集後記◆災害時避難行動要支援者制度について、現場では地域支援者リーダーの方々、名簿の取り扱いに困っているケースをよく見かけます。地域での業務をこなされる中で、個人情報や制度を掘り下げる事も日々の業務などに忙殺されなかなか向き合うことが困難かもしれません。その中で、地域のことを包括支援センターと一緒に考え“渡りに船”の様な存在になれたらと思います。